

日本農建 本民築

国立保健医療科学院蔵書



10012208



QLD
3
4

石原憲治著

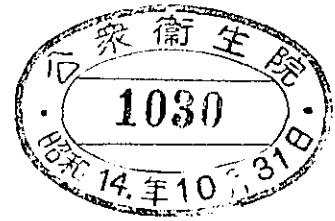
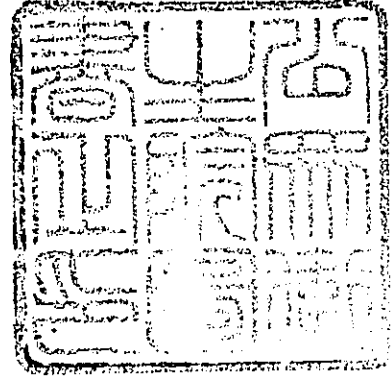
日本農民建築

第三輯



聚樂社刊

QLD
3
4



內容目次

圖版目次

1	本屋前面	(愛媛縣北宇和郡三間村竹葉秀雄氏)
2	長屋門全景	(同上)
3	本屋全景	(愛媛縣北宇和郡三間村兵頭久一郎氏)
4	本屋並納屋前面	(愛媛縣北宇和郡三間村土居元一氏)
5	宅地全景	(愛媛縣喜多郡新谷村篠崎計氏)
6	臺所内部	(同上)
7	宅地内部	(愛媛縣喜多郡新谷村民宅定一郎氏)
8	宅地一隅	(愛媛縣溫泉郡荏原村德本常太郎氏)
9	ニワ上り口	(愛媛縣溫泉郡荏原村森登太氏)
10	本屋全景	(香川縣木田郡前田村小坂龜吉氏)
11	ニワ内部	(同上)
12	本屋前面	(香川縣木田郡前田村山田堅三氏)
13	本屋前面	(德島縣美馬郡東祖谷村喜多九平氏)

14	本屋玄關	(同上)
15	本屋前面	(德島縣美馬郡東祖谷村西本敏太郎氏)
16	ウチ内部	(同上)
17	部落全景	(德島縣三好郡池田町)
18	土藏及納屋全景	(德島縣三好郡池田町藤田慶治郎氏)
19	本屋全景	(德島縣名東郡國府町伊澤耕太郎氏)
20	ニワ上部	(同上)
21	屋敷全景	(德島縣海部郡川東村丸本林藏氏)
22	本屋側面	(同上)
23	ニワ及上り口	(同上)
24	屋敷全景	(高知縣高岡郡窪川町敷地仙太郎氏)
25	下座内部	(同上)
26	宅地外部	(高知縣高岡郡窪川町富永博慶氏)
27	本屋外部	(高知縣安藝郡非日村岩崎彌太郎氏舊家)
28	土藏	(同上)

(同一番號中右ハ上圖左ハ下圖)

解説目次

四國の概観	一
愛媛縣下の概観	三
圖版説明	六
香川縣下の概観	一三
圖版説明	一七
徳島縣下の概観	二一
圖版説明	二五
高知縣下の概観	三一
圖版説明	三五

四國の概観

四國の農家は、大體に於て中國地方即ち西方系の間取構造と同じ系統に屬してをる。香川、徳島、愛媛等の北部の地方は殊にその傾向が強いが、南方高知縣土佐はやゝ異つた特色が見られる。即ち、炊事場が別棟になつたものが多く、且つ附屬室が別棟になつて獨立して宅地の中に散在してをる事である。此の様な散在的宅地は、九州の南方地方でも見られる所であつて、一體に我國の北方系に對して南方の家は、母家に對して炊事場、離れ、農舎、仕事場、物置、厩舎等其他を別棟にする傾向が多い。是は季候の關係もあるが、又九州の南島系で説明した様に、インドネジャ系の文化系統が存して居ると見られるであらう。

屋根の形を見るに草葺の所謂葛屋は全島四注の屋根であるのに、獨り愛媛縣下にのみ破風の附いた入母屋が存在して居るのは注意すべき事であると思ふ。但し棟の抑へに所謂千木様の木の抑へを全く使用して居ない事は注意すべき事である。愛媛縣は我國の文化史上、早くから開けた所であるが、自然住家の上にもその影響が残つて間取の上にも愛媛縣では比較的古い形式が残つて居ると見られるものがある。その最も著しい例は上手後の納戸又は部屋がその前の座敷と壁で仕切られて居る事である。そして座敷の床の間が前面を向いた平床となつて廻り縁が附いたものが多い、それは中國では兵庫縣淡路、島根縣、廣島縣にその例が多い事を、前輯で説明した通りである。

四國の間取の形式で一番多いのは整理であつて、 \times の四間取、 \times の六間取のものが一番多い事は中國地方と大して差がない。又四國には \times と云ふ様な奥行が三室の間取が全く無く、何れも奥行二室になつて居る。その内でも座敷に正面向きの平床があつて奥の納戸と壁で仕切られて居るものは前述の愛媛縣と徳島縣に見られる。

整理の間取に次いで多く見られるものは喰違の間取であるが、是は岡山縣下の例で示したものと同じ系統に屬するもので四國では徳島、高知、愛媛の各縣に見られるが、愛媛縣に最も多い様である。此の喰違は \times の形で上手前の座敷と下手後の茶の間とが廣くなつて居るものであるが、此の様な形式は畿内地方の各府縣を中心として、東は静岡、愛知、西は、岡山縣地方に迄分布して居るものでかなり古い形式を傳へて居るものと考へられる。此の間取は何

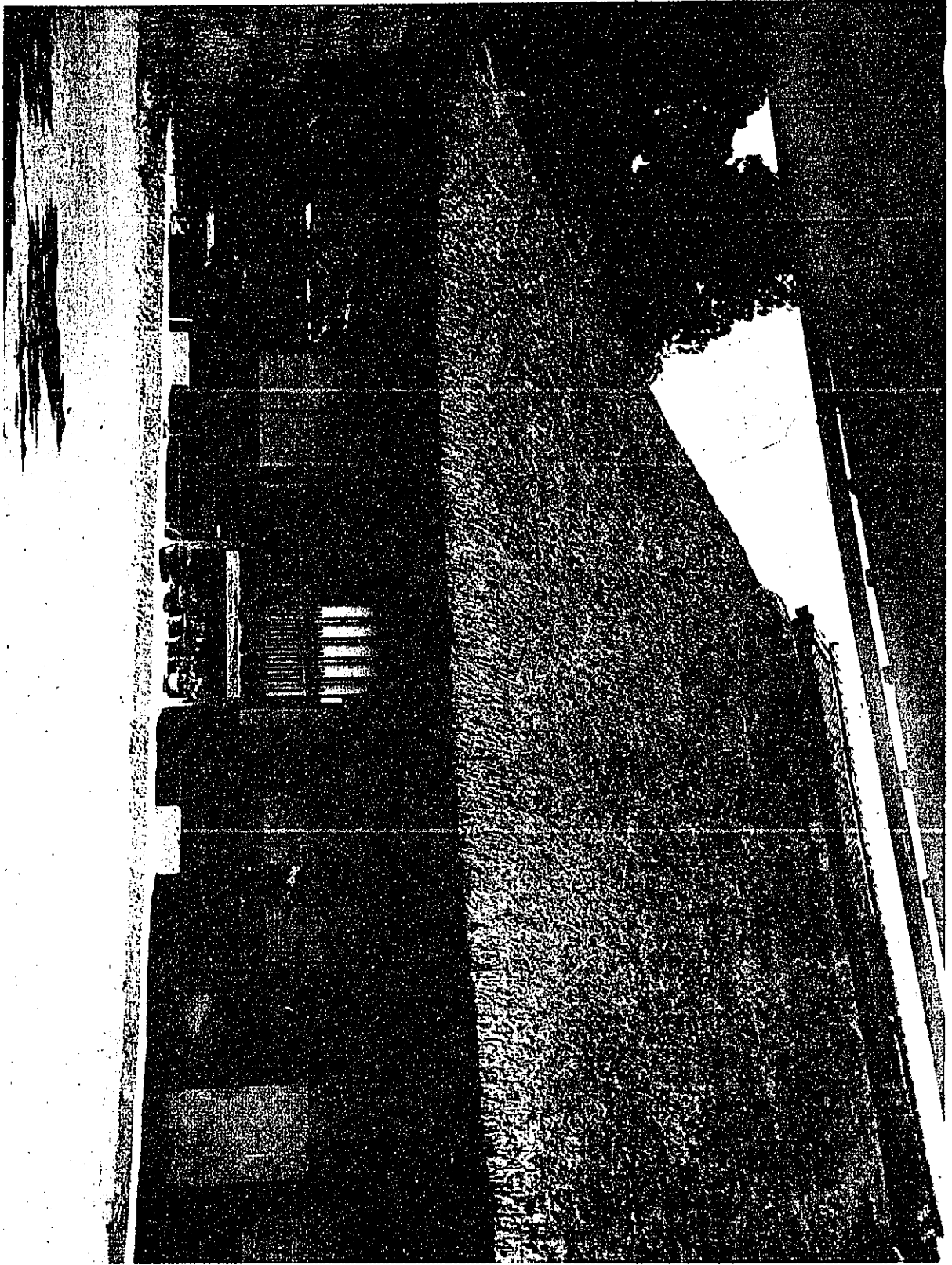
れも縦の間仕切が通つて前後の仕切が喰違つて居るものであるが便宜上是を縦喰違と稱して置き度い。

炊事場が別棟になつて居る事は前述の通りであるが、是を釜屋と稱して居る。此の名稱は香川、徳島、高知各縣に見られるが別けても土佐には別棟になつたものが多く見られる。或は母屋から後方に突出した土間を炊事場として釜屋と稱して居るもの、又は横の方に突出させたものなどもあるが釜屋の名稱は必ずしも別棟になつたもの計りでなく此の様な突出した形式のものにも廣く用ひられて居る様である。

釜屋を母屋から突出させてあるものは關西方面にもその例を見る事が出来たが、此の様な傾向は釜屋を別棟にする南島系の影響であると見る事が出来ると思ふ。

是を要するに四國は大體に於て瀬戸内海を中心とする關西地方と系統を同じくするものであるが、南の土佐地方では可なり、南島系の影響が著しく、母屋並に其他の附屬建物を別棟にして、宅地内に散在せしめる風があり、殊に釜屋の別棟になつた例が見られるのは最もその著しいもの、一つである。北方系に屬する東北地方及び中部以北の地方では一つの棟の中に隠居も若夫婦も一緒に暮す事が普通であるが、南方殊に九州の南部及び四國の南になるに従つて隠居は母屋を若夫婦に譲つて同じ宅地内の離れ又は納屋の一隅に別居して炊事も全く別にする風習が行はれて居る。是も南島系の影響ではないかと思ふ。又伊豫の國は古くから文化が發達した所であるから、自然、家の間取並に外形に、畿内地方の農家と同じ形式及びその影響と見られるものが残つて居る。

愛媛縣



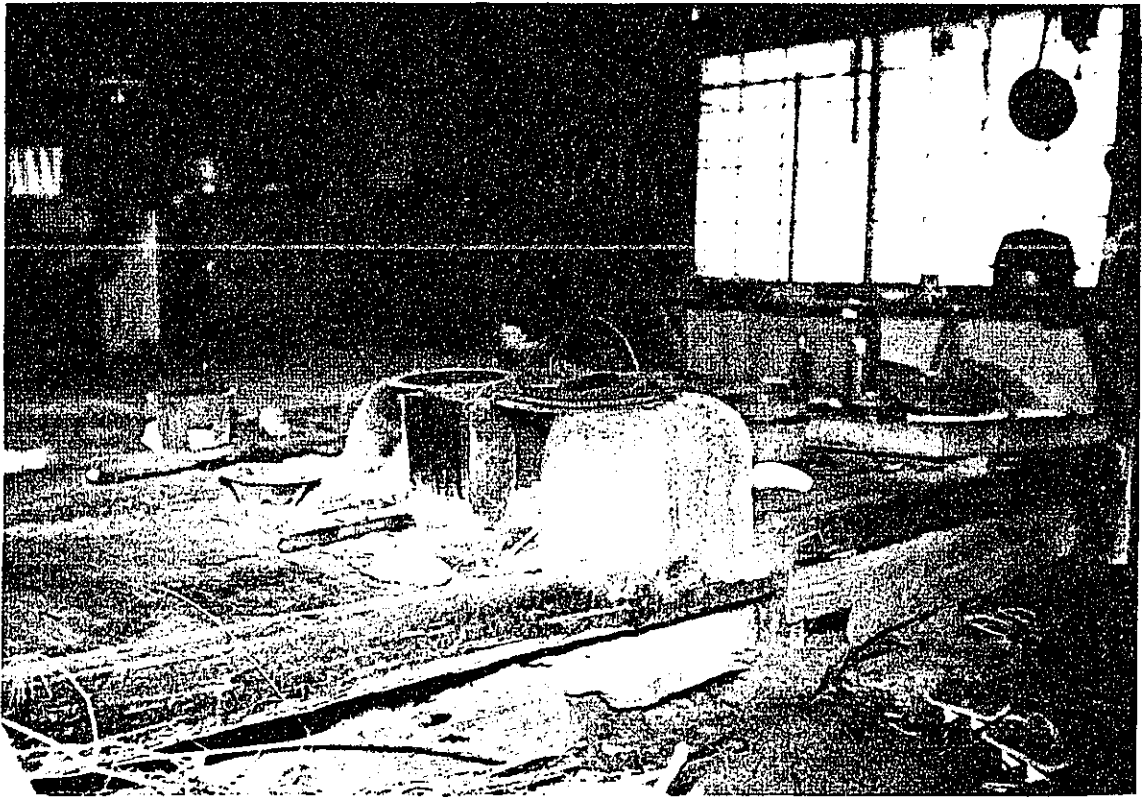
三間村 竹葉秀雄氏 1



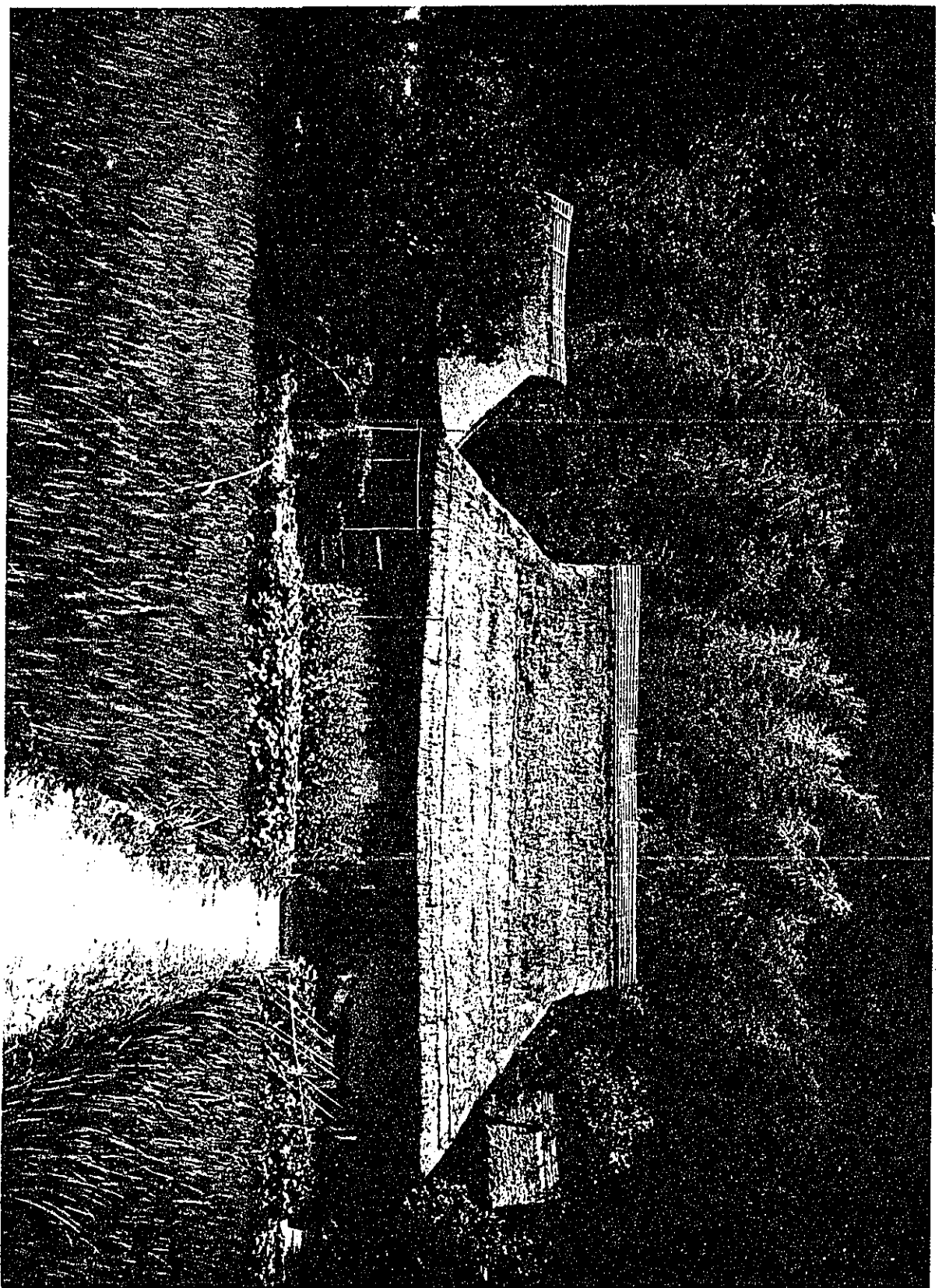
三間村 竹葉秀雄氏 2



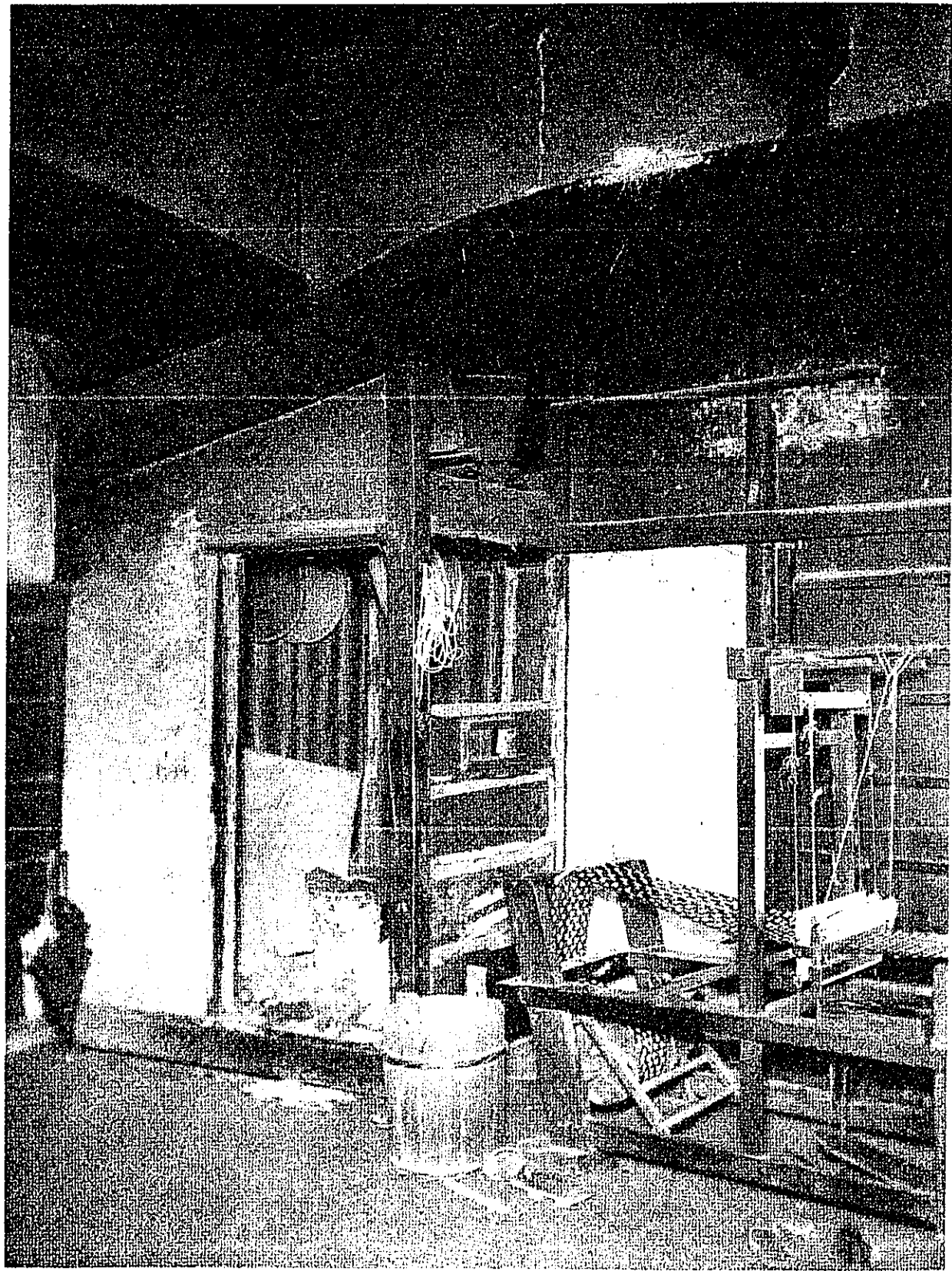
三間村 兵頭氏及土居氏 3



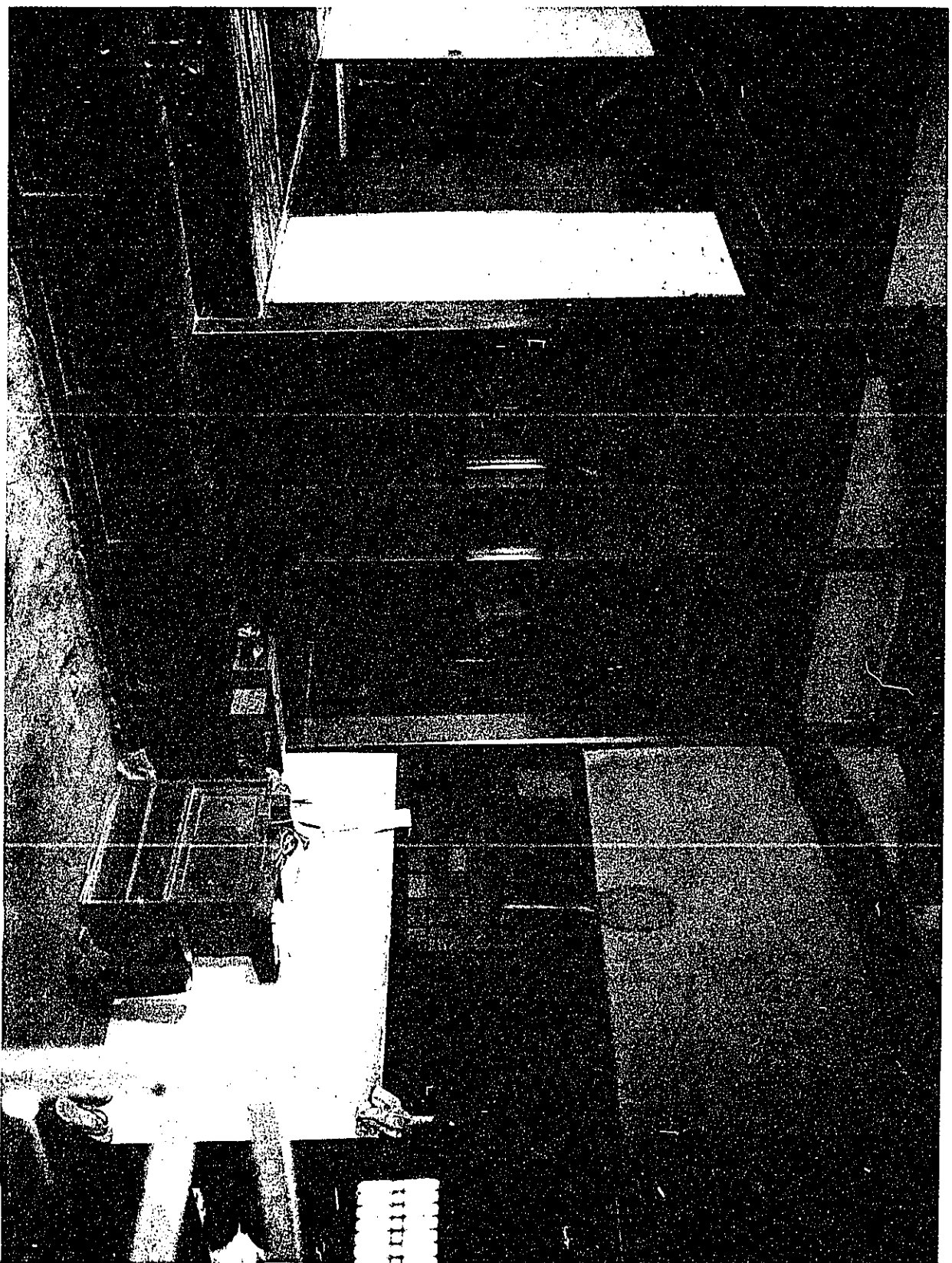
新谷村 篠崎計氏 4



新谷村 民名定一郎氏 5



荏原村 徳永常太郎氏 6



7 荏原村 藤原太郎氏

縣下の概観

間取で一番多いのが整形で約三分の一は此の間取であるが、是は四間取の 2×2 と、五室の奇数 $2 \times 2 + 1$ のものと六間取の 2×3 のものが多く、その内五室の間取が可なり多く見られる。又四間取の下手前を前後に仕切つて小さな中の間が土間に接して取つてあるのも少し見られる。

座敷は床の間が正面を向いた平床になつて其の後の部屋と壁で仕切られて居ることが特徴である。そして、座敷は廻り縁を廻らして居るものが多い。此の様な間取は四國では徳島に見られるが他には例が少ない。香川縣では前後共に座敷になつて吹き抜けになつて居るものも多く、是は愛媛縣のものと全く異つて居る。

整形に次いで多いのは喰違型で約四分の一位は此の形式である。その内でも四室の喰違型が最も多い。此の形式は前述の通り畿内地方を中心として分布して居るもので、相當古い形式を傳へて居るものであらうと思ふ。本縣のものも畿内地方から傳つたものであらうと思ふ。此の事は入母屋の形式の屋根が本縣にのみ存在して居る事を合せて考ふると極めて興味深い事實である。本縣内には古墳なども多く、畿内地方と古くから文化の交通が開けて居つたものであらう。此の間取は温泉郡、伊豫郡を中心として北の海岸線に沿つた諸郡に最も多く分布して居る。

原型の三室の形式のものが少しくあるが特に著しい特徴はない様だ。是は全數の一割位あるが、上手に広い全室の座敷を取りその下手に小室を前後に二室取つたものであるが是は温泉、上浮穴郡地方に多い。

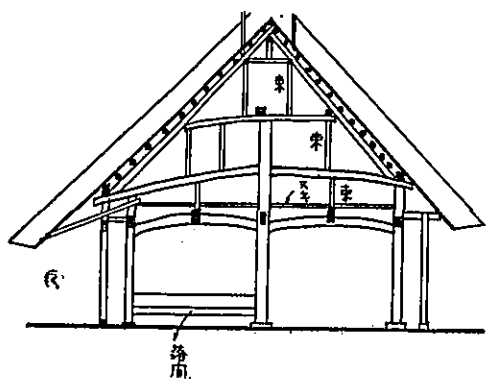
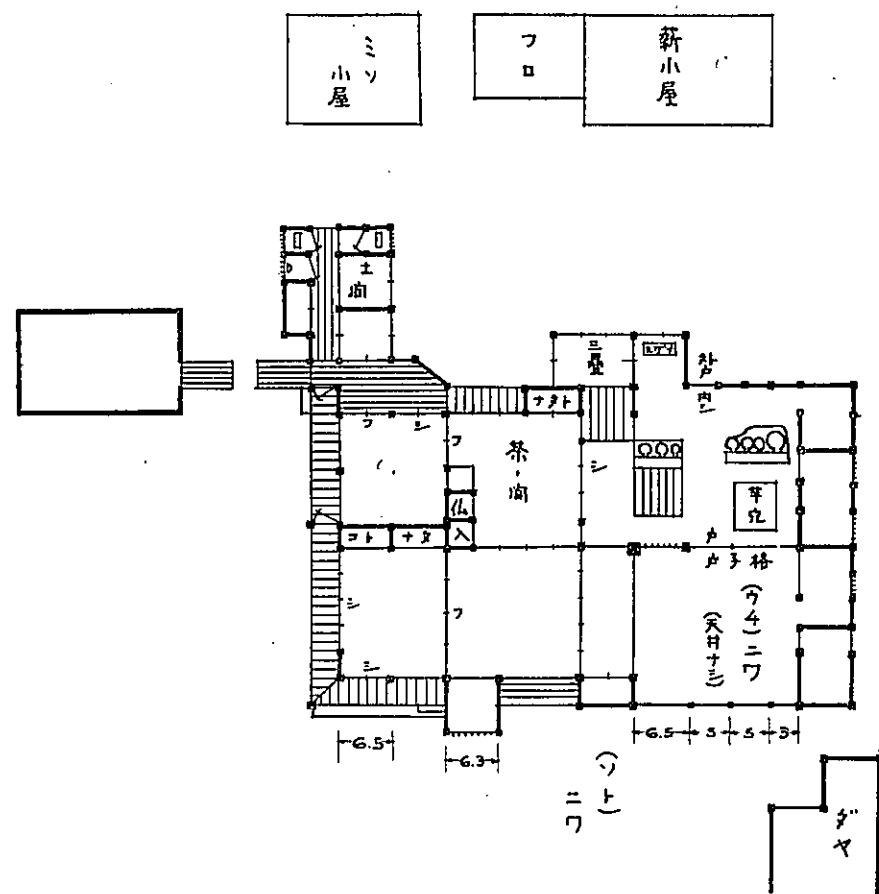
本縣では一般に座敷の前面、又は前面とその側面にかけて廻り縁を設けるものが多い、その下手の表間又は居間と稱する室には縁がないのが普通である。そして、古い家では表間の前面には格子が附いて居るものが多い。

土間をニワと云ふ事は關西及び畿内地方と同様であるが家の前を關西地方では門カドと謂ふものが多いが、此の地方ではニワ又は外ニワと呼ぶものが多い。土間の間口は二間乃至四間のものが多く、餘り広いものは少ない。温泉郡など

圖版説明

圖版第一、第二 北宇和郡三間村、竹葉秀雄氏の家で、間口十間、奥行六間の整理四間取の下手に一間の細

長い上り鼻が附いて稍々六間取に近い形をして居る。本縣の概説に述べた様に、座敷は正面向の平床が附いて後の部屋と壁で仕切られて居り、前に廻り縁が廻らされて本縣の特徴をよく現はして居る。座敷の下手に廣間があり、其の前に玄關の上り口と格子の着いた小部屋が並んで居る。ニワは間



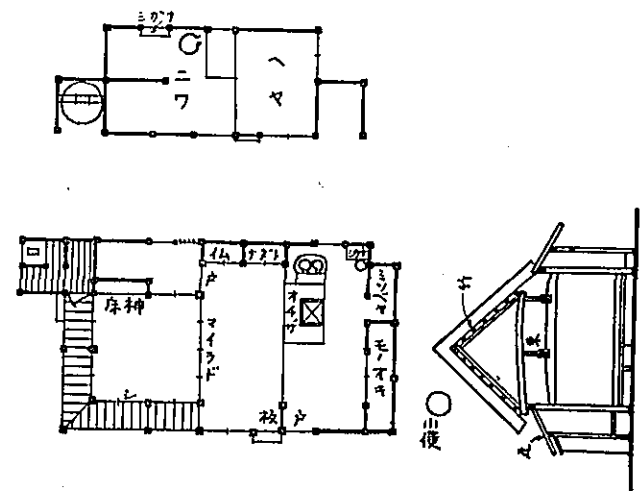
口三間で前後に格子戸で仕切られて居る。其の奥の方に茶の間の下手にある板の間に接して焚口を設けたクドがあり、又ニワの中央に大釜とクドが築いてある。ニワの下手の外壁に沿って味噌部屋、物置等が取つてある。屋根は茅葺、四注で破風が無く、棟は瓦の箱棟になつて居る。軒は出が深く、且つ隅が反つて極めて美しい外観を呈して居る。

本縣の中部以北の地方では入母屋の屋根が多く見られる事は四國の概況で述べた通りであるが、南部の宇和郡地方では一般に四注の屋根が行はれて居る。

この家の構造を見るに、大黒柱が小屋組の中央部迄も達して是に梁と束を立て、組上げてあるが、是は特にこの家の梁間の大きな構造に原因して居るものではないかと思ふ。この家の様な小屋組の構造は他にはあまり例が無い。屋根の外観の形と共に、此の構造は特色がある。

宅地の前面には圖版第二に示す長屋門があり、是を入ると母屋の前面のニワ(外ニワとも云ふ)に面してダヤ(庇)が下手にあり、本屋の上手に庭園が築いてある。又裏には薪小屋、風呂及味噌小屋が建てられてある。長屋門は圖版にて示す通り瓦葺の白漆喰塗で美しい外観を見せて居る。

圖版第三 上圖は前圖と同じく北宇和郡三間村の兵頭久一郎氏の家で、間口六間、奥行三間半の原型に近い三室の間取で、上手に納戸と座敷があり、其の下手に全室(前後一室)の茶の間が取つてある。座敷の床の間及び廻り縁等は本縣の特徴を示して居る。ニワには茶の間に接して落座があり是にユルリが切つてあり、又此の落座に接してクドが築いてある。ニワ



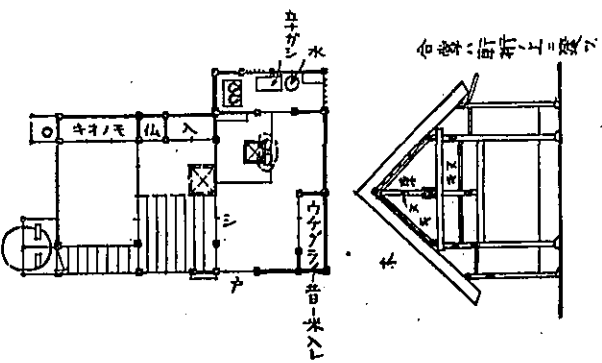
の下手には味噌部屋と物置が取つてある。

屋根は草葺の四注で四方に三尺の瓦葺の下が葺きおろしてある。又座敷の床下廻りは石、瓦の類で土を築き上げてあるが、是をガントと云つて居る、このガントの構造は他にあまり類を見ないが、かなり古い構造を傳へて居るものではないかと思ふ。本屋の裏には離れがあり、此所に部屋とニワがあり、ニワにはクドと流しが築いてある。是は隠居部屋に使用されてをる。流しは低い石で造つたものである。

下圖は同村土居元一氏の家で、間取は二室が併列に竝んだ原始的の間取である。その下手にニワがあり、ニワの隅に内倉がある。この内倉は昔の米入れに用いたものである。又庭の裏に下屋をもちろして其處にクドと立流しがある。昔はユルリが下の間にあり、クドがニワの中央にあつたが、後にクドを裏の方に移したと云ふ事である。

構造は二間の梁間に束を立てサスを桁から差しかけ更に前後に三尺の下を取り込んで上から草葺を葺きおろしたものである。この構造は前述の兵頭氏のものと同様であると稍々異つてをるが、この土居氏の構造は相當に古いものではないかと思ふ。即ち棟に束を立てる事と、桁からサスを立ち上げる事などはその最も著しい特徴である。

本屋の下手に隠居部屋があり、是に駄屋が接続して草葺の棟になつてをる。此の様に隠居が別居する風習は四國及び九州の南部の地方に多く見られる所である。



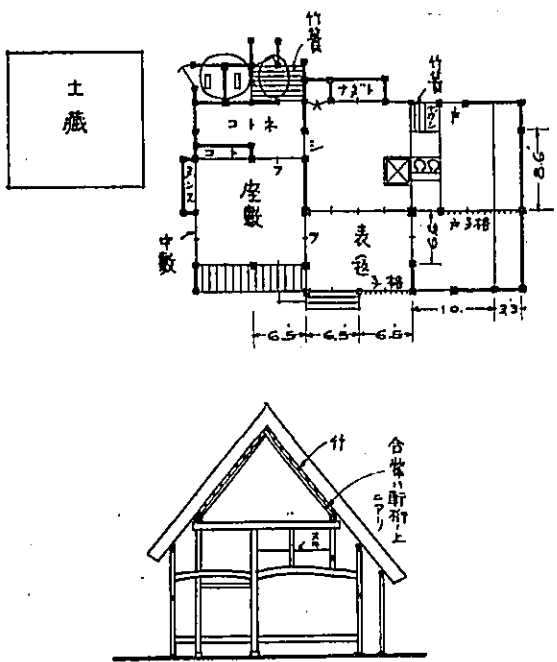
圖版第四 喜多郡新谷村、篠崎計氏の宅で、間口六間、奥行三間半の草葺の間取は四室の喰違ひになつて座敷と茶

の間が廣くなつてをる。西の上手前に座敷があり、其の床の裏に寢床が取つてあり、其所から裏の便所に入口がある。座敷の下手の間に板の間の表がありその裏に茶の間があつて、その上り端にクドとユルリが竝んでをる。又この上り端の裏口の近くに流しと竹簀があり、其所から床下に水を流してをる。表の前面には一間の格子と、一間の障子が取つてある。その前に軸釣りに上げ下ろしにする狭い椽が附いてをる。又座敷の前には三尺の椽があり、その妻の方に中敷の窓がある。

屋根は草葺、入母屋造りであるが、伊豫國の内でも喜多郡以北の地方にこの様な屋根が分布してをる事は四國の概観でも述べた事であるが著しい特徴である。この家は間取、構造、様式共にかなり古い形式を傳へてをると思ふ。

構造を見るに二間半の梁の上に軒桁があり其の上に合掌が立ち上つてをる。又前後には三尺の下屋があり、草葺の大屋根を葺下し表とニワは是を取込んである。柱間は真々六尺五寸で、六尺の壘を敷いてある。昔は屋根は茅で葺いたが、今は小麥藁で葺いてをる。屋根に被風の無いものも三割位あるが、是をツンボと云ふ。入口の土間は東の右側にあるが、是を右前と云ふ。左前は好まれぬ。

本屋の上手に土藏があり、下手に駄屋がある。是等は圖版に見える通りいづれも瓦葺になつてをる。



圖版第五 同村、民宅定一郎氏の家で間取、構造共前述篠崎氏の家と略々同様であるが、茶の間の下手の板の間の

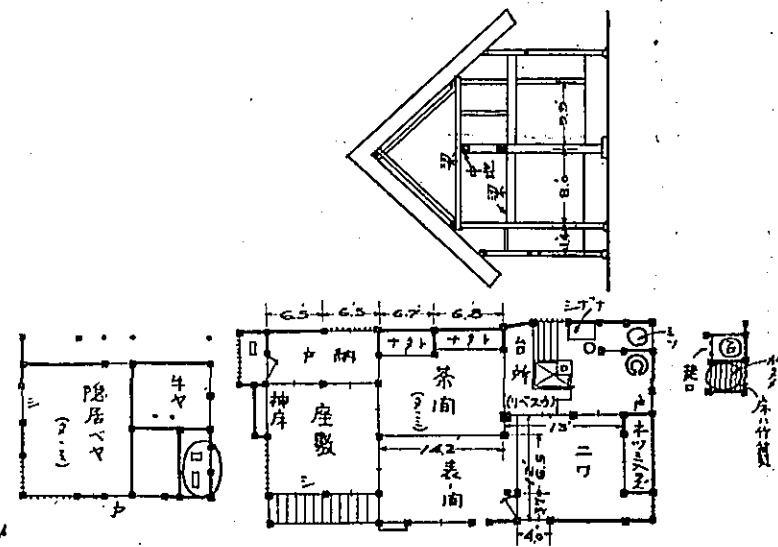
臺所が稍々廣くなつてをり又其の下手のニワの隅に釜が築いてある。柱間は座敷の方は六尺五寸、茶の間の方は六尺八寸になつてをる。本屋の上手に隠居部屋があり、是に牛屋と便所が着いてをる。又裏に木小屋がある。

圖版第六 温泉郡荏原村、徳本常太郎氏の家で間口六間半、奥行三間半の四室の喰違の間取、本縣概観で説明した通りであるが前述の新谷村の篠崎氏の家と略同様な間取をしてをる。異なる點は後の部屋と座敷の仕切が壁で全く遮断せられて部屋が全く所謂袋納戸になつてをることと、床の間が妻の方に附いて横向きになつてをることである。一般に北部の方は妻床が多くなつてをる。そして香川縣になると殆んど妻床である。

ニワは裏に釜屋が突出して前から三つに仕切つてある。前のニワの隅に親倉があるが是は厚板を落す構造になつてをる。昔は南の間の上り口の床下に床倉を造つて、是に親を貯藏したものもあつたと云ふことである。

母屋の梁間二間でサスは桁の上に立つてをる。前後に瓦葺の一間の下屋を取り、前方は三尺を取込み三尺をハナチ柱の庇にして後方は一間全部取込みになつてをる。

宅地の配置は此の附近の一般的のものであるが、母屋の下手に瓦葺の棟があり、此の中に物置、親倉、納屋、厩、



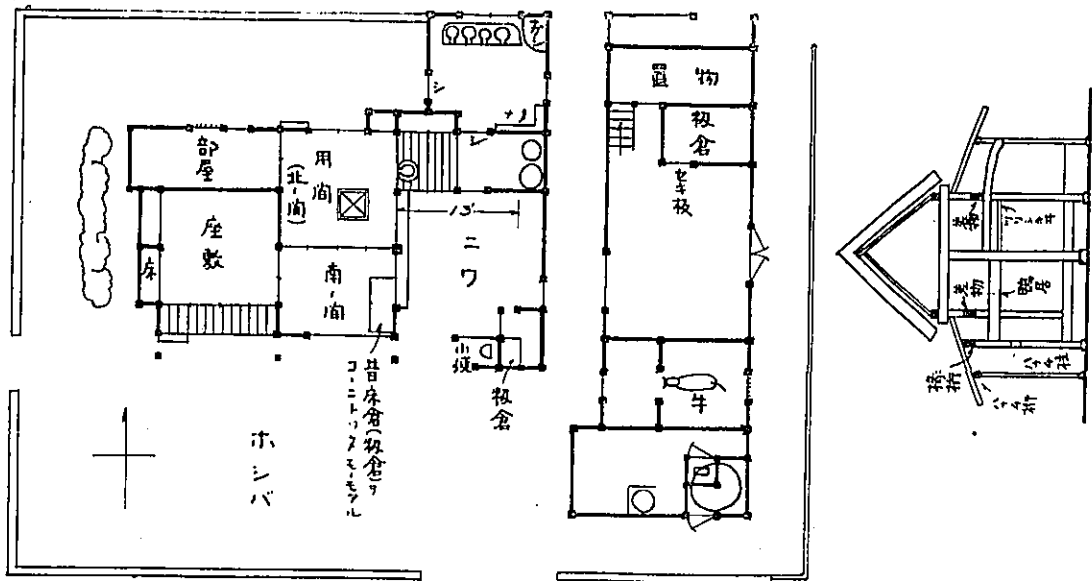
大便所が取つてある。母屋の前のニワをホシ場と云ふ。周圍に赤土の土塚が圍らしてあるが、半壊れかけてをつた。

圖版第六はニワの一隅親倉の方を見たものであるが、三尺の下の内側に横に太い差物が見えてをる。その上に小壁があつて、桁が僅かに見えてをる。親倉は一部物置同様になつてをるが、横の方に昔の落し板に明けた親の取出口が見えてをる。又その下の隅に機械機が置いてあり木綿の手織がしかけてある。構造的に見て差物の扱方など面白い所があると思ふ。

圖版第七 同村の森覺太氏の家であるが、間口七間半奥行四間で前に三尺のハナチ柱があつて庇が出てをる。間取は整理四間取であるが、下手前の間を前後に仕切つて小さな中の間が取つてある。是れは縣下の概観で述べた通りである。座敷の床の間は妻床になつてその前に廻り縁が附いてをるが、後の部屋との仕切は壁になつてをる。母屋の西側と東側の兩側は殆ど壁になつてをる。

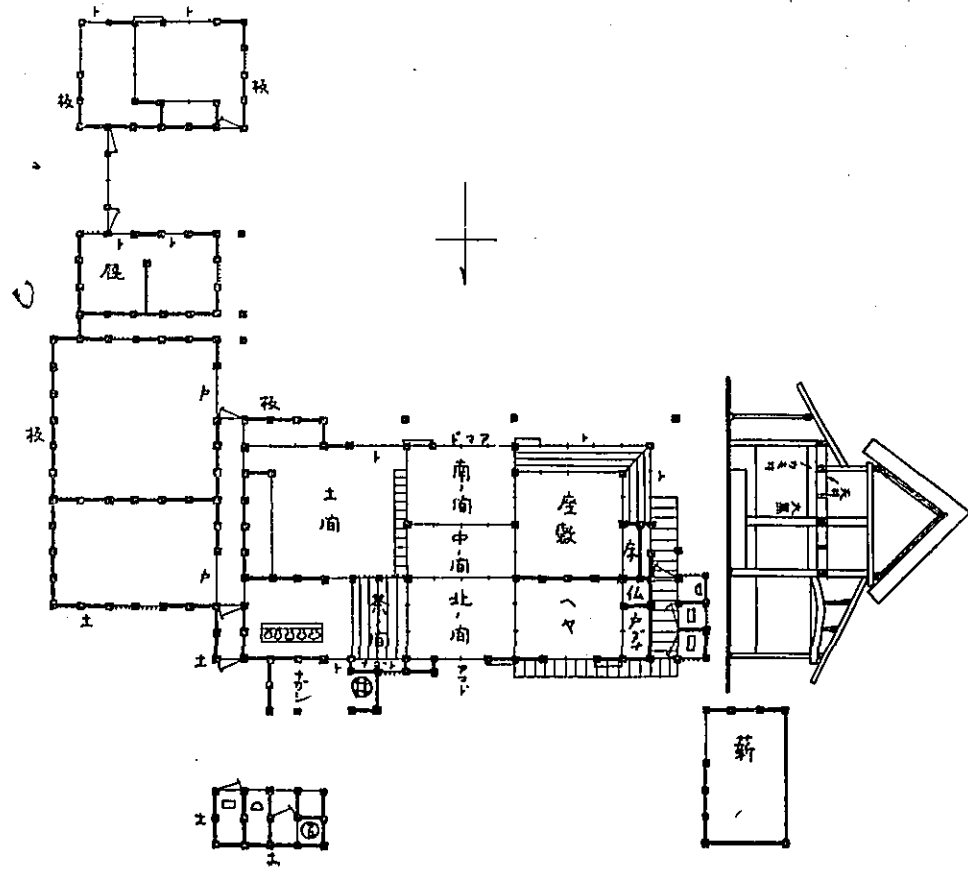
ニワは前後に仕切つて、あつて、そこに簀戸と格子が立つてをる。後のニワには中央にクドが並んでをり、戸の外に差掛屋根の下に井戸と流しがある。

屋根の構造は中央に桁行六間半梁行二間の兩端に小さな破風の附



いた草葺屋根があつて、その前と左右に一間、後に一間半の瓦葺の下が所謂四方ブタになつて附いてをる。前面は三尺を母屋に取込み、三尺は庇になつてそこにハナチ柱が立つてをる。是らの構造は徳島縣の手法と同一であるが座敷の椽を内に取り込む方法は愛媛縣の特徴と云ふことが出来る。屋根のサスは前の徳木氏と同じく桁の上に立つてをる、そして梁は直接に柱の上に立つてをつて、梁の鼻が軒の下に見えてをる。是は葛屋の屋根が四方ブタよりも一段高くなつて前面に瓦屋根と草葺屋根との間に小壁があり、その上に梁の鼻を見せるのである。此の様な構造は四國の他の縣にも見られるが、本縣に最も著しく現れてをるものである。

宅地は散村の性質を帯びて、四方共田の中にあり、母屋の下手に納屋があり、是に接して長屋門があつて、厩と納屋がその兩側に附いてをるが是らは何れも瓦葺になつてをる。



香川縣